

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	指定年月日	指定有効期限
訪問看護ステーションフレフレ	広島市南区東雲一丁目23番19号B号室	令和8年7月1日	令和14年6月30日
てるてるぼうず訪問看護リハビリステーション	広島市安佐南区緑井二丁目5-21倉西コーポ201号室	令和8年7月1日	令和14年6月30日
訪問看護ステーション「あさみなみ」	広島市安佐南区祇園二丁目42番14号	令和8年10月1日	令和14年9月30日